

道路運送法第94条第1項からの出題について

平成29年12月19日
令和元年10月14日修正
aimoto

個人タクシー法令試験における関東運輸局平成29年3月試験の第3問（以下「本問」といいます。）について、従来、解答を「正しい（＝○）」と扱っていましたが、下記の理由から「誤り（＝×）」とするのが妥当と考えられます。

なお、本稿はあくまで私見によるものです。関東運輸局は「正しい（＝○）」ものとして扱っているとの回答ですので、本試験においては○で解答してください。

記

1 本問の検討

本件に係る関東運輸局出題による個人タクシー法令試験の問題文は次のとおりです。

平成29年3月試験第3問

道路運送法の規定では、地方運輸局長は、同法の施行に必要な限度において、一般旅客自動車運送事業者に、事業に関する報告をさせることができることとされています。

類題として、平成27年11月試験第20問・平成25年5月試験第28問・平成22年11月試験第13問・平成17年11月試験第5問（全て同一の問題）

地方運輸局長は、道路運送法の規定で、法律の施行に必要な限度において一般旅客自動車運送事業者に事業に関する報告をさせることができることとされています。

これらの出題は次の道路運送法第94条第1項からのものであることは明らかです。

（報告、検査及び調査）

道路運送法第94条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、道路運送事業者…（中略）…に、国土交通省令で定める手続に従い、事業…（中略）…に関し、報告をさせることができる。

そこで、まず本問を道路運送法第94条第1項の規定に照らして判断してみます。本問は「地方運輸局長」が道路運送事業者に報告をさせる権限（以下「報告要求権限」といいます。）を有するかについての出題ですが、同条項は、権限主体について「国土交通大臣」と規定し、「地方運輸局長」については規定していません。すなわち、同条項においては、「地方運輸局長」に対して、報告要求権限を認めていないのです。したがって、本問は「誤り（＝×）」であると判断することになります。

ところで、道路運送法施行令第6条第3項は、次のとおり地方運輸局長に対しても報告要求権限を認めています。

道路運送法施行令第6条 (略)
2 (略)
3 法第94条…(中略)…に規定する国土交通大臣の権限…(中略)…は、地方運輸局長、運輸監理部長及び運輸支局長も行うことができる。

このことから、「地方運輸局長は、道路運送法の施行に必要な限度において、一般旅客自動車運送事業者に、事業に関する報告をさせることができる」ので、本問も「正しい(=○)」ののではないか、との疑問が生じるかもしれません。

しかしながら、本問においては、「道路運送法の規定では」という限定がされています。「国土交通大臣」も「地方運輸局長」も、法令によって報告要求権限が認められていますが、道路運送法において報告要求権限が認められているのは「国土交通大臣」のみであり、道路運送法施行令第6条第3項によって報告要求権限が認められている「地方運輸局長」は、「道路運送法の規定では」報告要求権限は認められていません。したがって、本問は「道路運送法の規定では」という限定がある以上、「誤り(=×)」と判断することになります。

	報告要求権限	根拠規定
国土交通大臣	あり	道路運送法 94 第条 1 項
地方運輸局長	あり	道路運送法施行令第6条第3項(※)

※ 道路運送法の規定では認められていないため、本問は「誤り(=×)」となる。

なお、道路運送法施行令第6条第3項は、国土交通大臣の権限を、地方運輸局長、運輸監理部長及び運輸支局長にも認めています。これは、行政法学上のいわゆる「権限の委任」ではありません。

いわゆる「権限の委任」が行われた場合、委任をした国土交通大臣は当該権限を失い、受任をした地方運輸局長等の権限となります。これに対し、道路運送法施行令第6条第3項は、「国土交通大臣」の権限はそのまま認めた上で、他の行政庁にも併せて同一の権限を付与している規定です。

2 関東運輸局の見解とそれに対する反論

このように道路運送法の規定では「地方運輸局長」は報告要求権限が認められていないと解されますが、関東運輸局は次に掲げる道路運送法第88条第2項を根拠にして「地方運輸局長」に報告要求権限が認められているとし、本問は「正しい(=○)」と回答しています。

(都道府県の処理する事務等)
道路運送法第88条 (略)
2 第2章、第2章の2及び第4章からこの章までに規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。
3 (略)

しかしながら、この道路運送法第 88 条第 2 項は、国土交通大臣の報告要求権限を地方運輸局長へ委任した規定ではありません。「政令で定めるところにより」委任することができるという規定ですから、国土交通大臣の権限を地方運輸局長へ委任するか否かについて、政令の制定権者である内閣の判断に委ねた規定にすぎないのです。

すなわち、いかなる権限を地方運輸局長へ委任するかは内閣の判断に委ねられているのであって、内閣が権限の委任は不要と判断したならば政令を制定しなくても、またはその規定を置かなくても構わないのです。そして、権限の委任に係る政令は「道路運送法施行令」ですが、内閣は、道路運送法施行令のどこにも報告要求権限の委任に係る規定を置いていないのです。

結局、地方運輸局長に報告要求権限が認められるのは、国土交通大臣の報告要求権限については地方運輸局長にも認めるべきであると内閣が判断し、（権限の委任とは異なる）道路運送法施行令第 6 条第 3 項を置いたからであって、道路運送法第 88 条第 2 項の規定をどのように解釈しても「道路運送法の規定では」地方運輸局長に報告要求権限は認められていないといわざるを得ないのです。

法令	規定内容
道路運送法の規定 (法律：国会が制定)	① 国土交通大臣の報告要求権限 (法 94 条 1 項) ② 権限の委任について政令に委ねる規定 (法 88 条 2 項) (この規定は、地方運輸局長に権限を付与していない)
↓ (内閣の判断により政令を制定) ↓	
道路運送法施行令の規定 (政令：内閣が制定)	・ 地方運輸局長の報告要求権限 (施行令 6 条 3 項) (地方運輸局長に権限を付与しているのはこの規定 しかし、この規定は、権限の委任の規定ではない)

3 本問以外の道路運送法第 94 条第 1 項からの出題の検討

平成 27 年 11 月試験第 20 問、平成 25 年 5 月試験第 28 問、平成 22 年 11 月試験第 13 問及び平成 17 年 11 月試験第 5 問（全て同一の問題）についても道路運送法第 94 条第 1 項からの出題です。

地方運輸局長は、道路運送法の規定で、法律の施行に必要な限度において一般旅客自動車運送事業者に事業に関する報告をさせることができることとされています。

これらの問題は、本問（平成 29 年 3 月試験第 3 問）とは別に考えることができます。

すなわち、「道路運送法の規定で」という文言を「道路運送法の規定により」とか「道路運送法の規定に基づいて」という意味に解することができるのです。このように解すると「地方運輸局長は道路運送法の規定に基づいて、法律の施行に必要な限度において一般旅客自動車運送事業者に事業に関する報告をさせることができる」か否かを問うている問題と解することができます。そうすると、地方運輸局長は、道路運送法施行令第 6 条第 3 項により道路運送法第 94 条第 1 項の権限が付与されているので「正しい (=○)」と判断することができます。

本問は「**道路運送法の規定で**」に「**は**」という語を付加した上で倒置させて文頭に配置しているため、限定の用法としか解釈できません。しかし、ここで論じている本問以外の出題は限定の用法以外の解釈も可能なため、本問とは異なって「正しい(=○)」と判断することができる点で異なります。ただし、複数の読み方できる問題文は妥当性を欠くのではないかという問題点は残ると思われます。

本問の「**道路運送法の規定では**」と本問以外の「**道路運送法の規定で**」が文章中のどこに係るかを示すと次のとおりです。

本問 「**道路運送法の規定では**」…「こととされています。」

本問以外 地方運輸局長は、「**道路運送法の規定で**…報告をさせることができる」

4 関東運輸局及び国土交通省への要望

個人タクシー事業者としては、どの行政庁にいかなる権限があるかを理解していれば十分であって、それがいかなる根拠規定に基づくかまでの知識は実用性がありませんので、本試験においては次の例題3及び例題4の出題をやめて、例題1又は例題2のいずれかの出題が望ましいと思慮いたします。

例題1 (道路運送法第94条第1項からの出題)

国土交通大臣は、道路運送法の施行に必要な限度において、一般旅客自動車運送事業者に、事業に関する報告をさせることができることとされています。(解答は○)

例題2 (道路運送法第94条第1項及び道路運送法施行令第6条第3項からの出題)

地方運輸局長は、道路運送法の施行に必要な限度において、一般旅客自動車運送事業者に、事業に関する報告をさせることができることとされています。(解答は○)

例題3 (過去の出題1)

道路運送法の規定では、**地方運輸局長**は、同法の施行に必要な限度において、一般旅客自動車運送事業者に、事業に関する報告をさせることができることとされています。(解答は? ……関東運輸局は○、私見は×)

例題4 (過去の出題2)

地方運輸局長は、**道路運送法の規定で**、法律の施行に必要な限度において一般旅客自動車運送事業者に事業に関する報告をさせることができることとされています。(解答は? ……関東運輸局は○、私見は、例題2の意図ならば○、例題3の意図ならば×)

以上